

青森地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例案骨子

1 改正経緯

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を踏まえ、総務省消防庁から林野火災予防の実効性を高めることを目的として火災予防条例（例）の一部改正に関する通知が発出されたことを受け、青森地域広域事務組合火災予防条例（以下「条例」という。）について、必要な改正をするものです。

2 改正内容

- (1) 条例第40条に掲げる火災に関する警報が、消防法第22条第3項（市町村長¹が火災予防上危険であると認めるときに発する警報）に基づくものであることを明確化します。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）についての規定を、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、削除します。

- (2) 林野火災予防に関する規定を新設し、青森地域広域事務組合管理者（青森市長）が気象の状況から注意を要すると認めるときは、区域を指定して林野火災に関する注意報を発することができることとし、指定された区域内にいる住民等に火の使用制限の努力義務を課すことができることとします。

また、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発した場合には、その発令に併せて火の使用制限の対象区域を指定できることとします。

- (3) 条例第83条²に掲げる火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に「たき火」を含むことを明確化するとともに、消防長がこれらの行為を含む条例第83条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることとします。

3 施行期日

令和8年1月1日から施行します。

¹本文中の「市町村長」とは、青森地域広域事務組合管理者（青森市長）を指します。

²条例第83条（火災とまぎらわしい行為等の届出）

次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障をおよぼすおそれのある道路工事及び道路占用
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設